

建設業の墜落・転落災害防止のポイント

建設業における労働災害は近年高止まりの状況であり、特に墜落・転落によるものが多数発生しています。

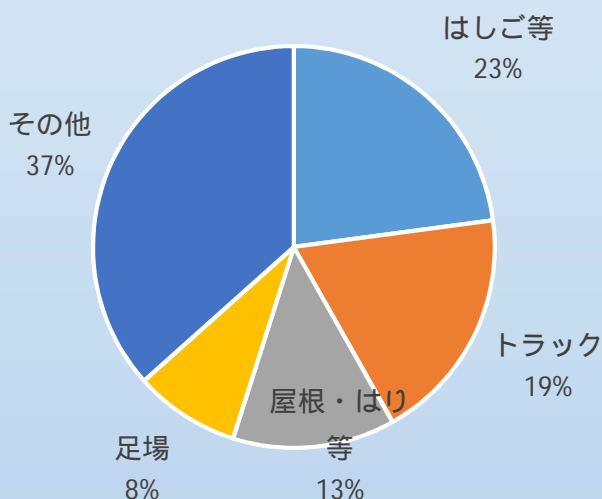
墜落・転落による災害は死亡につながる危険もあり、さらには、工事の中断、指名停止などの行政処分、被災者や遺族からの損害賠償請求、刑事責任の追及といった事態にもつながりかねません。

この資料を参考として墜落・転落災害防止に向けた取り組みをお願いします。

建設業で墜落・転落災害が多発している4作業

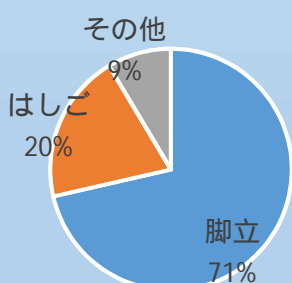
- 脚立を使用した作業
- トラックの荷台上での作業
- 屋根の上での作業
- 足場の上での作業

墜落・転落した箇所（令和4年）

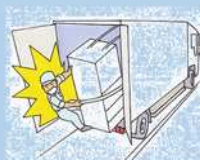
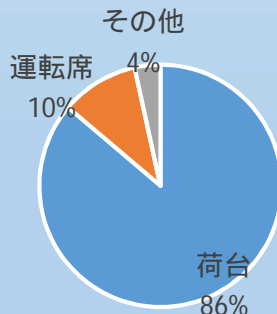


令和4年の災害をみると、墜落・転落した箇所は、「はしご等」が全体の2割以上と最も多く、以下、「トラック」、「屋根・はり等」、「足場」の順となっています。

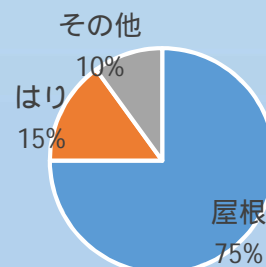
はしご等の内訳



トラックの内訳



屋根・はり等の内訳



墜落・転落した箇所のうち、「はしご等」、「トラック」、「屋根・はり等」についてみると、「はしご等」は脚立、「トラック」では荷台、「屋根・はり等」では屋根における作業における墜落・転落がそれぞれ大多数を占めています。



作業ごとの主な災害と対策のポイント

脚立を使用した作業

典型的な災害事例

- 脚立上での塗装や取付け作業中、バランスを崩して墜落
- 手に物を持ちながら脚立の昇降時、踏み外して墜落
- バランスを崩し天板から墜落



災害の傾向、原因等

墜落した箇所の高さは、2 m未満が大半を占めています。

脚立上でバランスを崩す主な要因は、作業対象物が意図せず切れるなど作業動作の反動によるものと考えられます。

また、踏み外しによる墜落の場合、物を持ちながら降りる際の発生が多くなっています。

被災者のほとんどが、骨折するといった重篤な負傷をし、その部位は、墜落時の姿勢により、手や足、腰、頭部など様々となっています。保護帽が未着用と思われるものが少なくありません。

対策のポイント

脚立使用を前提とせず危険が相対的に低い可搬式作業台、高所作業車等の使用の検討

バランスを崩しやすい天板に乗っての作業は禁止

保護帽（墜落時保護用）の着用

昇降時は3点支持をする



トラックの荷台上での作業

典型的な災害事例

- 荷の積み込み作業中、降雨等により濡れた荷台から滑って墜落
- 荷台の廃材の分別中、足を取られて転倒し墜落
- 荷台上を後ずさりして作業中、荷台後部から足を踏み外して墜落
- シート掛け作業中、荷台から墜落



災害の傾向、原因等

荷台上で一人作業している際に被災するケースが大半となっています。荷は、解体後のがれきや木材、建設資材等様々ですが、つまづき等荷が原因となるもの、滑り等荷台の表面が原因となったもの、踏み外し等足元の未確認によるものに大きく分類できます。

墜落の高さは2m未満がほとんどです。墜落時の姿勢は様々ですが、勢い余って、後ろ向きでといった受け身の取りにくい姿勢により墜落するケースが少なくなく、そのため骨折等の重篤な負傷が散見されます。

また、保護帽は未着用または不明のものが多数となっています。

対策のポイント

- 極力荷台には上がらず、地上で作業を行う
- 荷台上では後ずさりする作業方法を避ける
- 不安定な荷の場合、荷台上での移動を避ける
- 保護帽（墜落時保護用）の着用
- 防滑性の高い履物の着用



労働災害防止措置が強化されます（令和5年10月1日施行）

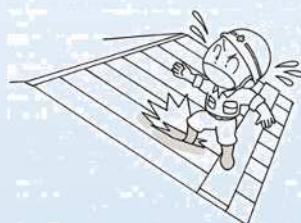
最大積載量5トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置義務および荷役作業を行う労働者の保護帽着用が義務付けられていますが、これらの義務の対象となる貨物自動車が、最大積載量2トン以上の貨物自動車に拡大されます。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）が該当します。

屋根の上での作業

典型的な災害事例

- 2階の屋根上で作業中、足を滑らせて墜落
- 屋根の軒先が腐食しており踏み抜いて墜落
- スレート屋根を踏み抜き墜落



災害の傾向、原因等

何らの墜落防止措置を講じていないケースが多くを占めています。一方、墜落制止用器具の使用を想定し親綱の設置はあるものの、被災者が墜落制止用器具を使用していない事例もみられます。

屋根上で足を滑らすことにより墜落するケースが多く、墜落高さは2mを超える箇所からが大半となっています。このほか腐食した軒先を踏み抜いて墜落するケースも散見されます。

負傷部位は様々ですが被災者のほとんどが骨折をし、生命にかかわる重篤なものも見られます。

また、スレート屋根の上での作業中、踏み抜きによる墜落も発生しています。

対策のポイント

足場、作業床、防網等の設置

墜落制止用器具の使用

管理者による墜落制止用器具の使用状況の監視

スレート踏み抜き防止のため歩み板、防網の設置

保護帽（墜落時保護用）の着用

防滑性の高い履物の着用



足場上での作業

典型的な災害事例

- 手すり等の未設置の箇所から墜落
- 足場の作業床が不適切な状態による墜落（隙間、未固定）
- 手すりに足をかける等不適切な使用による墜落



災害の傾向、原因等

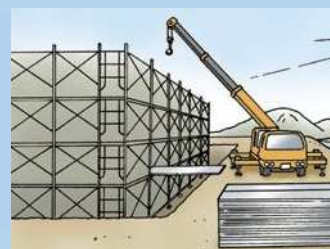
足場からの墜落を大きく分けると、足場自体が不適切な状態のもの（手すり等の未設置、作業床に問題があるもの）と、足場の不適切な使用（手すりに足をかける等）によるものに分類できます。

また、災害は、足場上で作業中のほか、移動中、足場の解体中に発生しており、足場の種類は、本足場のほかローリングタワー、脚立足場によるものも見られます。

被災者は、骨折の負傷をすることが多く、死亡した事例もみられます。

対策のポイント

- 手すり、中さん等法令に適合した足場の設置
- 床材の固定、隙間（3cm以下）、開口部をなくす措置の実施
- 足場の適切な状態を維持するための点検の実施
- 足場の不適切な使用の禁止



労働災害防止措置が強化されます（ 、 令和5年10月1日、 令和6年4月1日施行）

足場の点検時の点検者の指名が義務付けられ、足場(つり足場を含む。)の点検を行う際、点検者を指名しなければなりません。

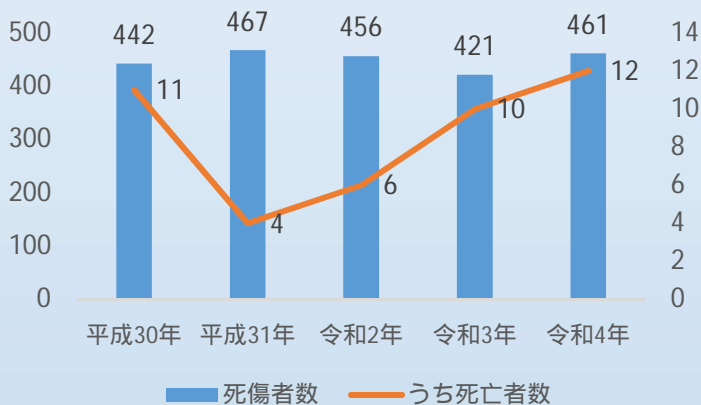
足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名が追加されます。

一側足場の使用範囲の明確化され、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用しなければならないこととなります。

建設業の労働災害の状況

- ・ 県内の平成30年以降の建設業の死傷者数は400人台で推移し減少がみられません
- ・ 死亡者数は、増加傾向にあります
- ・ 事故型別でみると「墜落・転落」が、多数を占めています

労働災害件数の推移（建設業）



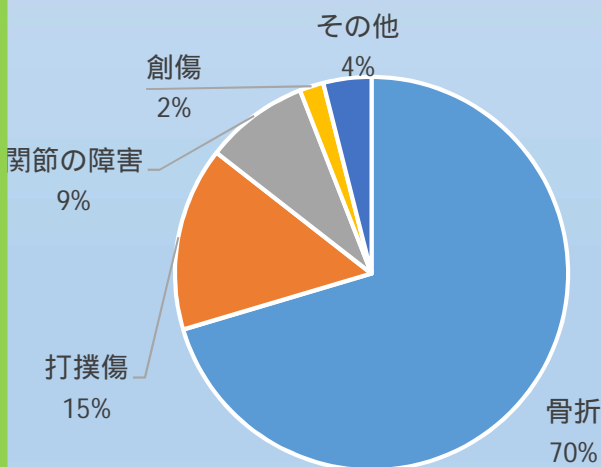
事故型別発生状況

（H30～R4累計）

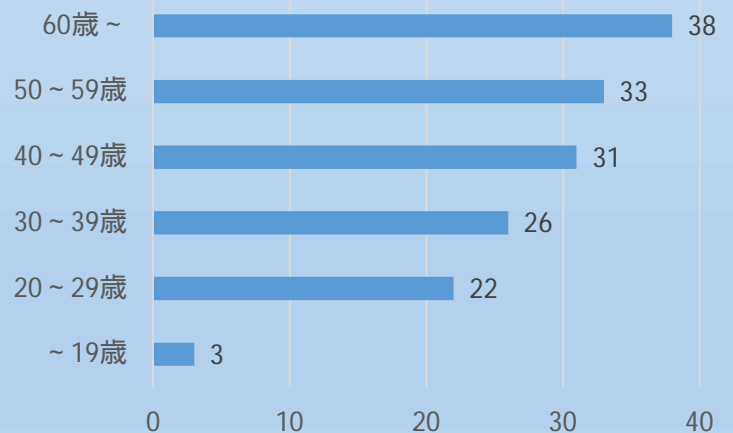


墜落・転落災害の状況（令和4年）

墜落・転落の負傷態様（建設業）



墜落・転落の被災者の年齢



- ・ 負傷の態様をみると、「骨折」が7割を占め重篤となっています
- ・ 被災者数は、高齢になるほど増加しています